

令和2年8月3日

各地区剣道連盟 御中

西三河剣道連盟
理事長 大田 義弘

令和2年特別措置 冬季審査会の受審資格について

(一財)愛知県剣道連盟では新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、春季及び夏季審査会(級、初段～五段)を中止しました。よって、会員の皆様方の受審機会が失われたことを考慮し、愛知県剣道連盟より、令和2年の特別措置として「冬季審査会(初～五段)」を実施する予定になっております。そこで、愛知県からの委託事業であります「初～三段審査会」における秋季及び冬季審査会の受審資格は、次のとおりとなります。今一度ご確認いただき、混乱のないよう、秋季及び冬季審査会の周知並びに受付を行っていただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

<愛知県剣道連盟からの通知文章>

冬季審査会の受審者は、今年度の夏季審査会までに受審資格を有する者を対象とします。

秋季審査会で初めて受審資格を得た者は冬季審査会を受審できません。

つまり・・・

○秋季審査会

初 段:現在1級を有し、令和2年11月29日現在で13歳になっている者

二 段:昨年(令和元年)の秋季以前に初段に合格した者

三 段:一昨年(平成30年)の秋季以前に二段に合格した者

○冬季審査会(夏季審査会の代替と捉えて下さい)

初 段:現在1級を有し、令和2年11月29日現在で13歳になっている者(秋と同じ)

二 段:昨年(令和元年)の**夏季以前**に初段に合格した者

三 段:一昨年(平成30年)の**夏季以前**に二段に合格した者

よって、現在二段および三段の受審希望者は注意して下さい。(修業年数を考えて下さい)

◇今年の秋季で初めて受審資格を得た二段及び三段の受審者



○秋季受審会可能 ・ ×冬季審査会不可

(但し、秋季で形不合格者は、冬季に形のみ再受審可能)

◇今年の夏季審査会で受審資格があった二段及び三段の受審者



○秋季受審会可能 ・ ○冬季審査会可能

(どちらか一方のみの受審も可能)

以上

本件に関する問合せ先:西三河剣道連盟事務局 審査担当 小林恒夫

電話・FAX 0561-32-4741 携帯 090-8867-6850